

豊田市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）を購入した者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、ヘルメットの購入に要する経費の一部を補助することにより、自転車利用者のヘルメットの着用を促進し、自転車に係る交通事故による被害の軽減に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

(1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けた新品のものをいう。

ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク

ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク（EN1078）

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク

オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク

カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、市長が認めるもの

(2) 保護者等 未成年者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護する者、未成年者の親族で、社会通念上、未成年者を保護する責任がある者、成年後見人等をいう。

(3) 使用者 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている個人で、ヘルメットを使用する自転車利用者をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する使用者及びその保護者等とする。ただし、保護者等は、使用者のヘルメットの購入に要する経費を負担した場合又は未成年者が使用するヘルメットに係る申請をする場合に限る。

(1) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。また、他の市町村で、愛知県（以下「県」という。）との協調による同補助金の交付を受けていないこと。た

だし、保護者等を除く。

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、使用者のヘルメットの購入に要する経費に2分の1を乗じて得た額とし、1人1個当たり2,000円を上限とする。

- 2 前項に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付は、使用者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、豊田市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、購入した日の属する年度内において、購入した日から起算して3月以内又は年度の末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) ヘルメットの購入に要した経費の支払い手続きが完了したことを証する書類
 - (2) 第3条第1号アからカに掲げる認証の確認ができるもの
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 申請者が未成年者であるときは、当該未成年者は、前項の規定による申請をするに当たっては、保護者等の同意を得なければならない。
 - 3 複数の補助対象者をまとめて申請する場合において、申請者以外の成年者が含まれるときは、申請者以外の成年者の委任状を添付するものとする。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、豊田市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 補助金の交付の決定をする場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要と認めるときは、条件を付することができるものとする。

（補助金の交付）

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた申請者は、請求書に補助金を振り込む口座情報が確認できる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第3条及び第4条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

(検査等)

第10条 市長は、申請者に対して、補助金に関する必要な事項を指示し、報告を求め、又は検査することができる。

2 市長は、補助事業の適正な実施を図るため、補助金の交付を受けた申請者に対して、ヘルメットの着用等に関し、調査することができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

豊田市長 様

申請者

住 所	
フリガナ	
氏 名	(自署)
電話番号	

保護者等同意欄（申請者が未成年者の場合のみ記入）
上記の者の申請に同意します。

住 所	
フリガナ	
氏 名	(自署)
電話番号	

豊田市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼実績報告書

豊田市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、
下記のとおり申請します。

記

ヘルメットの使用者			購入したヘルメット			補助金申請額 ※2
氏名	生年月日	申請者 との関係	メーカー 品名・品番	安全 基準※1	購入価格 (税込み)	
	年 月 日				円	円
	年 月 日				円	円
	年 月 日				円	円
	年 月 日				円	円

※ 1 安 全 基 準：SG、JCF、CE（EN1078）、GS、CPSC

※ 2 補助金申請額：ヘルメット購入価格の 1/2（100 円未満の端数切り捨て）
1 人 1 個当たり上限 2,000 円

添付書類

- (1) 代金の支払い手続きが完了したことを証する書類（領収書等）
 - ①申請者又は使用者の氏名、②領収日、
 - ③領収金額（ヘルメットの購入単価が分かるもの）、④購入店、
 - ⑤品名・品番（ヘルメットの購入が分かるもの）
- (2) 安全基準の認証の確認ができるもの
- (3) その他必要な書類

(表面)

誓約書兼同意書

下記の内容を読んで、□にチェックしてください。

【誓約事項】 次の事項を確認し、誓約します。

- この書類に記載したヘルメットの使用者は、過去にこの補助金（他市町村の同補助金を含む）の交付は受けていません。
- この書類に記載したヘルメットの使用者本人が着用し、転売、譲渡等を目的としたものではありません。
- 購入したヘルメットは新品であり、中古品（未使用品含む）ではありません。また、安全基準の認証を受けているものです。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付は受けていません。
- 補助金の交付を受けたヘルメットの着用時等に発生した交通事故について、県及び市が一切の責任を負わないことについて了承します。
- 補助金交付後、この補助金の要件を満たしていないこと、虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明し、交付決定が取り消された場合は、指示に従い速やかに補助金を返還します。

【同意事項】 次の事項を確認し、同意します。

- この書類等により市が入手する個人情報に関し、他の自治体との情報共有及びこの補助金の目的の範囲内において使用されることについて同意します。
- この補助金の交付事務に必要な内容に関し、住民基本台帳を閲覧することについて同意します。

年 月 日

氏名（自署）

（裏面）

豊 発 第 号
年 月 日

様

豊田市長

印

豊田市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました豊田市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金については、豊田市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付を決定し、補助金額を確定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金の交付条件
 - (1) 市長が必要と認める場合、補助金に関する必要な事項を指示し、報告を求め、又は検査することがあります。
 - (2) この補助金の要件を満たしていないことが判明したとき、虚偽の申請、その他不正な手段により助成を受けたと認められるときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。